令和7年度外務省調達改善計画 自己評価結果【要約版】

令和7年11月7日

調達の現状分析（令和7年度上半期実績）

1　契約全体　⇒　719件、708.1億円

競争性のある契約 ⇒ 308件（42.8%）、286.3億円（40.4%）
競争性のない契約 ⇒ 411件（57.2%）、421.8億円（59.6%）

2　一者応札（募）の状況　⇒　126件、185.3億円

3　契約分類別

システム関係経費（全体の26.7%）、物品（全体の12.7%）、派遣職員（全体の8.8%）が調達金額の上位を占める。

（1）システム関係経費（151件、188.8億円）
（2）物品（50件、89.4億円）
（3）派遣職員（14件、62.2億円）

1　重点的な取組

（1）随意契約の見直し 【改善計画】 ○複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握。 ○随意契約によらざるを得ない契約でも経済性を確保。 ○契約監視委員会における事後検証を実施。 ○少額調達におけるオープンカウンタ方式の推進 ○総合評価落札方式への移行推進。	【実施した取組内容・効果】 ○随意契約の実態把握・要因分析を行った。 ○契約監視委員会などの機会を通じた事後検証を実施し、競争性向上を促進。 ○9件の汎用物品調達においてオープンカウンタ方式を導入（前年度上半期1件）。 ○随意契約（企画競争）の案件につき総合評価落札方式へ移行が可能か常に検討。
（2）調達予定情報の発信 【改善計画】 ○調達予定時期や前年度の契約金額を年2回ホームページに掲載し、情報発信を行う。	【実施した取組内容・効果】 ○令和7年度分の一般競争入札方式による調達予定情報をホームページにて発信。

2　共通的な取組

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実 【改善計画】 ○一者応札案件について、事業者ヒアリング等により要因分析等を実施し、資格要件の緩和や十分な公告・準備期間等を見直し改善を図る。 ○インターネット等を活用し適正価格を確認。 ○外部有識者による事後検証の実施。	【実施した取組内容・効果】 ○複数年度にわたり一者応札となっている案件について、実態把握や要因分析を行った。 ○公告期間の延長、潜在的な事業者の発掘に努めた結果、 昨年度一者応札となっていた13件において複数応札を確保（一者応札率：前年度上半36.8%→41.2%）。 ○統一的かつ効果的に一者応札改善の取組を実施するため、「一者応札・応募のチェックリスト」を運用。
（2）調達事務のデジタル化の推進 【改善計画】 ○Web会議アプリを利用した入札説明会等の実施。 ○電子メールにて見積書や請書を徴収。 ○電子調達システムを利用した電子入札の実施。 ○電子契約の締結を推進。	【実施した取組内容・効果】 ○競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用した説明会や審査を実施。 ○電子メールにて見積書等を徴収。 ○228件の入札案件において電子入札システムを活用（前年度上半期180件）。 ○電子契約72件締結（前年度上半期22件）。 ○電子契約の締結推進を調達事務担当者に周知。 ○電子入札・電子契約推進を事業者に周知。

3. その他の取組

（1）汎用的な物品・役務 【改善計画】 ○仕様や調達方法等の見直しにより競争性向上及び事務合理化を図る。	【実施した取組内容・効果】 ○複数の個別契約を年間単価契約に集約し、事務コストの削減を実施。
（2）システム関係経費 【改善計画】 ○国庫債務負担行為による複数年度契約を活用し、調達コスト削減や中期的展望に立った事業計画を策定。 ○デジタル統括アドバイザーの活用。	【実施した取組内容・効果】 ○国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は7件（前年度上半期4件）。 ○システムの仕様や価格の妥当性について、デジタル統括アドバイザーを最大限活用。
（3）調達改善環境の醸成 【改善計画】 ○調達手続に関する習熟。 ○調達改善ノウハウの向上。	【実施した取組内容・効果】 ○調達手続等の省内調達実務者向けの研修を実施。 ○標準契約書や調達手続決裁書等の改訂を適時実施。
（4）調達情報の公開 【改善計画】 ○仕様を含めた契約情報の公表の推進。	【実施した取組内容・効果】 ○公表による透明性の確保、新規参入を促進。
（5）クレジットカードの活用（水道料金の徴収） 【改善計画】 ○水道料金のカード決済の導入。	【実施した取組内容・効果】 ○水道料金のカード決済により事務コスト削減。
（6）国庫債務負担行為（複数年度契約）の活用 【改善計画】 ○複数年度契約の拡充を推進。	【実施した取組内容・効果】 ○国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結した案件（システム案件を除く）は21件（前年度上半期24件）。

（参考）調達改善の実施体制

（1）外務省調達改善推進チーム（事務局：会計課）
○官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催。
○上半期終了後及び年度終了後における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表。

（2）外部有識者の活用（契約監視委員会）
○調達改善推進チームにおいて取りまとめた計画及び検証結果等について、外部有識者により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組など第三者的な視点からの意見を求める。
なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表。

（3）内部監査の活用
○内部監査を活用し、計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進。